

養育医療の給付を申請される方へ

【 制度の概要 】

この制度は、東村山市にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。体重が2,000グラム以下、又は2,000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

指定医療機関の窓口に**医療券と健康保険証を提示することにより**医療の給付を受けることができます。

【 給付の対象等 】

1 給付の対象となる場合	<p>次の（１）又は（２）に該当する新生児</p> <p>（１） <u>出生時体重2,000グラム以下の方</u></p> <p>（２） <u>生活力が特に弱く、次のいずれかの症状がある方</u></p> <p>① 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常） ② 体温が摂氏34度以下</p> <p>③ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等）</p> <p>④ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等）</p> <p>⑤ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）</p>
2 自己負担金	<p>医療費及び食事療養費（健康保険が適用されるもの）のうち、市民税の所得割額と入院日数に応じた自己負担金が発生する場合があります。このうち、医療費部分の自己負担金については、乳幼児医療費助成制度（マル乳医療券）・ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親医療券）による助成の対象となります。</p> <p>※ 医療費助成に関する受領の権限を委任いただくことで、一部のお手続きを省略することが出来ます。</p> <p>※ 養育医療券が送付される前に医療機関で医療費を支払った場合、後から市に<u>医療費を請求することはできません</u>ので、ご注意ください。</p>
3 医療券の有効期間	<p>意見書に記載されている治療見込期間に基づき有効期間を決定します。</p> <p>※ 入院治療のみ有効です。</p> <p>※ 満1歳の誕生日の前々日までのお子さんが対象です。再入院の場合は期間内でもご相談ください。</p>
4 医療機関	指定養育医療機関

【 必要書類 】 申請の際には健康保険証及びマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

1 養育医療給付申請書	保護者の方が記入してください。
2 養育医療意見書	<p>主治医に記入、押印をしてもらってください。</p> <p>※ 文書料がかかります。金額は病院によって異なります。</p> <p>※ 意見書の内容が不明確な場合、必要に応じて子ども保健・給付課から医療機関へ治療内容等を問い合わせることがあります。</p> <p>※ 不認定となった場合でも、市から文書料を返却することはできませんので、ご注意ください。</p>
3 世帯調書	保護者の方が記入してください。
4 住民税額等証明書類	<p>住民税が課せられている世帯員の方全員の証明書が必要になる場合があります。裏面の表を参考に、必要な証明書をご提出ください。</p> <p>※ 東村山市に住所がある場合や個人番号を利用した他自治体への照会に同意いただける場合など、添付を省略できる場合があります。詳細はお問い合わせください。</p>
5 同意書	<p>原則として、申請者を除く世帯員の方全員の記入が必要となります。</p> <p>※ ご提出いただいた上記書類の内容につきまして、必要に応じて公簿等で確認する場合がございます。（例：各種税額控除・住民税額・世帯状況等）</p> <p>※ 世帯員とは、住民票上の世帯ではなく申請者と生計を同じくする18歳以上の方が対象となります。</p>

【住民税額等証明書類について】

		発行先等
①	市民税・都民税特別徴収税額決定通知書 (または住民税(市民税・都民税)納税通知書)	勤務先
②	住民税課税証明書 (または非課税証明書)	区市町村の税務課

※ いずれも最新年度の原本で、住民税が記載されているものがが必要です。

※ 7月が税の切り替え月となっておりますので、6月以前から給付を受けているかたで、7月以降も継続して給付を受ける場合は、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

※ マイナンバー制度の情報連携に伴い、マイナンバーの提示があった場合は証明を省略することができます。

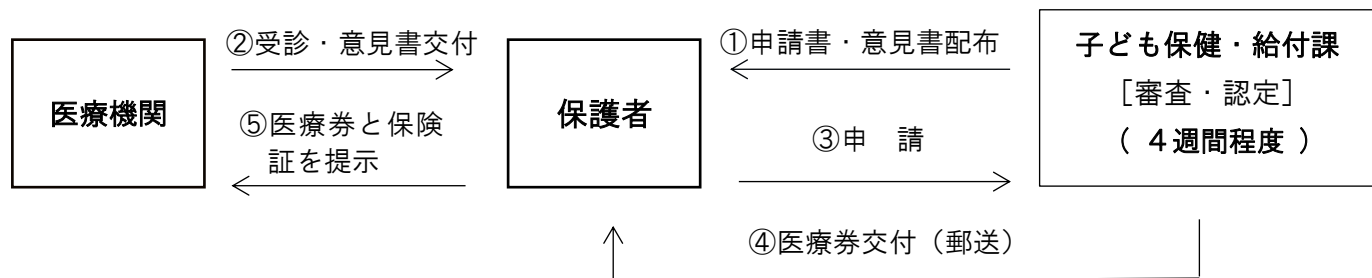
【寡婦(夫)控除のみなし適用について】

令和3年7月以降、算定方法の変更に伴い、寡婦(夫)控除のみなし適用を申請する必要がなくなりました。

【生活保護または中国残留邦人及び特定配偶者に関する支援給付を受けている方】

上記の給付を受けている場合、自己負担額が変わる場合があります。申請される方は、生活保護受給世帯であること、または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯であることの証明書が必要です。

【養育医療給付事業の流れ】



【医療券交付後について】

以下のいずれかに当てはまる場合は、以下の担当までご連絡ください。

事項	必要な書類	申請窓口	備考
治療を継続する場合	継続協議書	子ども保健・給付課 事業係	※ 継続協議書(医師と保護者が記入)及び意見書(医師が記入)を提出してください。
転院する場合	変更届		※ 転院前の医師には追加意見書、転院後の医師には意見書を記入してもらい、2枚提出してください。
住所・保険証等を変更した場合	変更届		※ 医療券を市役所に持参してください。 (保険証の変更の場合は、新しい保険証をお持ちください。)
再入院する場合	新規と同様		※ 場合によってはお手続きが不要な場合がございます。
医療券を紛失した場合			※ 直接市役所の方へご相談ください。

申請書類の提出 及び問い合わせ先	東村山市 子ども家庭部 子ども保健・給付課 事業係 東村山市役所いきいきプラザ3F 電話 042-393-5111 (代表)
---------------------	---